

万鳥取県公報

平成15年9月30日(火) **号外第**125号

每週火 金曜日発行

目	次
	<i>i</i>
H	<i>//</i>

企業局訓 茗荷谷ダム操作規程の一部を改正する訓令(4)(総務課)......1 今

企業局訓 令

鳥取県企業局訓令第4号

茗荷谷ダム操作規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成15年9月30日

鳥取県知事 片 山 善

茗荷谷ダム操作規程の一部を改正する訓令

茗荷谷ダム操作規程(昭和50年鳥取県企業訓令第2号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正	後	改 正	前		
別表第2(第14条関係)		別表第2(第14条関係)			
サイレンの名称 サイレンの位置	サイレンの構造又は 能力	サイレンの名称 サイレンの位	選 サイレンの構造又は 能力		
略		略			
略	アンプサイレン	略	アンプサイレン		
第4号サイレン 八頭郡若桜町 <u>大</u> 字香田	アンプ 120ワット スピーカー(2 台)	第4号サイレン 八頭郡若桜町 字不香田	大 アンプ 120ワット スピーカー (2 台)		
略	50ワット	略	50ワット		

この訓令は、平成15年10月1日から施行する。

2	平成15年 9 月30日	火曜日	馬	圦	枈	公	羊 区	(写	外)第125号